

初めて特別支援学級を担当する先生のための

# 自立活動の指導



令和2年3月  
和歌山県教育センター学びの丘

# はじめに

本編は、自立活動の指導に関する基礎的な内容となっています。自立活動について理解を深め、「個別の指導計画」の作成や活用、それに基づく日々の指導に生かしてください。

なお、詳細については、特別支援学校学習指導要領解説（自立活動編）をご覧ください。

## も く じ

1	自立活動の意義と教育課程上の位置づけ	P1
2	自立活動の基本	P2
3	自立活動の内容	P3
4	実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの例（流れ図）・流れ図参考例	P4、5
5	自立活動の「個別の指導計画」の作成・参考例	P6～8
6	自立活動の評価のポイント	P9
7	自立活動（指導例）	P10、11
8	自立活動の指導で留意すること	P12
9	コラム	P13～15

## 登場人物



熊野先生  
経験豊富な  
自閉症・情緒障害  
特別支援学級担任



牟婁さん  
3年生  
知的障害特別支援学級



伊都先生  
はじめて特別支援学級  
（知的障害）を担当



校長先生



特別支援教育  
コーディネーター

# 自立活動の意義と教育課程上の位置づけ



皆さん、特別支援学級でも、障害による学習上又は生活上の困難に対応するために自立活動の指導が必要になりました。特別支援学校小学部・中学部の自立活動を参考に考えてみましょう。



自立活動って何だろう？



三つの柱で整理された育成すべき資質・能力を身に付けるために、障害のある児童生徒の場合は自立活動の指導によって支える必要があります。

## 各教科等で育まれる資質・能力の三つの柱

知識及び技能

思考力、判断力、  
表現力等

学びに向かう力、  
人間性等

障害のある児童生徒の場合

支える

自立活動

人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素

障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素



いつ指導したらいいのだろう？

基本的に学校の教育活動全体を通じて行います。



学校の教育活動全体

- ① 自立活動の時間における指導（自立活動の時間を設定）
- ② 各教科等の時間における指導
  - ・学習場面や生活場面で自立活動の指導を行う。

【ポイント】

  - 教科の目標を達成するために、個々の困難に配慮する。
  - 個々の課題を明確にした支援が必要になる。

①と②は密接な関連を必要とする

# 自立活動の基本

## 目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

学習指導要領では、自立活動の目標はこのように示されています。



## 自立活動の指導の特色について

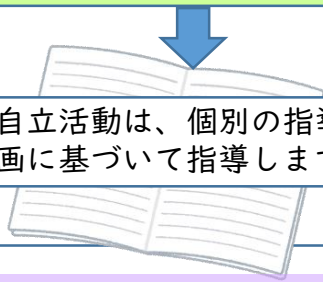
個々の児童生徒の実態把握

指導すべき課題

指導目標・指導内容



自立活動は、個別の指導計画に基づいて指導します。



自立活動の内容って？

原則、個別指導の形態で行われますが、目標を達成する上で効果的である場合には集団で指導することも可能です。

例えば

目標：ルールや順番を守る

やりとりをするゲーム活動等

目標：協調性を養う

2人で手をつないで行う運動等

### 各教科等の「内容」

小学校及び中学校学習指導要領に示されている各教科等の「内容」は、すべての児童生徒に対して確実に指導しなければならない内容です。

### 自立活動の「内容」

特別支援学校の学習指導要領等で示す自立活動の「内容」は、個々の児童生徒の実態に応じて必要な項目を選定して指導します。

## 自立活動の内容 6区分27項目

次ページ参照

この中から児童生徒の実態に応じて必要な内容を選定します。



小・中学校の教科等の内容と自立活動の内容との違いは上のとおりです。

# 自立活動の内容

**自立活動の内容**は、個々の児童生徒の実態を基に具体的な**指導内容**を設定するために選定する要素となるものです。  
自立活動の内容は、次の**6区分27項目**に分類されています。



1. 健康の保持	2. 心理的な安定	3. 人間関係の形成
(1)生活リズムや生活習慣の形成に関する事 (2)病気の状態の理解と生活管理に関する事 (3)身体各部の状態の理解と養護に関する事 (4)障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事 (5)健康状態の維持・改善に関する事	(1)情緒の安定に関する事 (2)状況の理解と変化への対応に関する事 (3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事	(1)他者とのかわりの基礎に関する事 (2)他者の意図や感情の理解に関する事 (3)自己の理解と行動の調整に関する事 (4)集団への参加の基礎に関する事
4. 環境の把握	5. 身体の動き	6. コミュニケーション
(1)保有する感覚の活用に関する事 (2)感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事 (3)感覚の補助及び代行手段の活用に関する事 (4)感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事 (5)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事	(1)姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事 (2)姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事 (3)日常生活に必要な基本動作に関する事 (4)身体の移動能力に関する事 (5)作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事	(1)コミュニケーションの基礎的能力に関する事 (2)言語の受容と表出に関する事 (3)言語の形成と活用に関する事 (4)コミュニケーション手段の選択と活用に関する事 (5)状況に応じたコミュニケーションに関する事



中心となる内容に加え、他の項目と関連付けることが大切です。

(例) 肢体不自由の児童の移動  
5 (身) (4)

目的地までの距離等を知る (環)

他人に援助を求める (コ)

便宜的に、「身体の動き」を (身) と表記。他の区分項目も同様。

# 実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの例（流れ図）

（学習指導要領解説自立活動編P28）





中学部1年生。自閉症、知的障害があり、言葉でのやりとりはできるが、他者の意図や感情の理解に困難が見られる。このような他者とのコミュニケーションを苦手としている生徒に、やり取りの仕方を指導した事例です。この生徒の自立活動の指導について、次の実態に基づき、流れ図に当てはめてみましょう。(流れ図一部省略・改変)



実態把握

6区分の中から表記

① 障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよさ、課題等について情報収集

②-I

- ・聴覚から情報をとらえることは苦手であるものの、視覚からの情報を理解することが得意である。
- ・運動が好きで、進んで体を動かしている。
- ・他者の様子に関心があり、進んでコミュニケーションを取ろうとする。
- ・気持ちが落ち着かなくなったときに、自らの行動を抑制することが難しく、他者に対して荒々しい行動に及んでしまうことがある。
- ・困ったことに直面したときに、他者に援助を求める方法が身に付いていない。
- ・険しい表情・口調で話してしまうことが多く、相手に動揺を与えてしまうことがある。
- ・感情などを言葉にして話すことが難しく、相手に意思が伝わらないことが多い。
- ・一方的に話してしまうことが多く、相手の話を聞くのが苦手なため、会話が成立しにくい。

環  
健・身  
コ  
心  
  
コ  
人  
コ  
人

※下線部は、収集した情報(①)を学習上又は生活上の困難や、これまでの学習状況の視点に当てはまるもの(②-2)

③ ①をもとに②で整理した情報から課題を抽出する段階

- ・気持ちが落ち着かなくなったときに、その状態を本人なりに収める方法を身に付けていない。(心)
- ・他者と話をするときの基本的な話し方等が身に付いていない。(人)
- ・視覚から情報をとらえて理解することが得意で、学習に活用できる。(環)
- ・困ったことに直面したときに、他者に援助を求めることが難しい。(コ)
- ・伝えたいことを整理して、話をするのが難しい。(コ)

指導すべき課題の整理

④ ③で整理した課題同士がどのように関連しているかを整理し、中心的な課題を導き出す段階

伝えたいことを整理して話をしたり、基本的な会話の方法を身に付けたりすることで、困った状況になることや、荒々しい行動に及ぶことが減少するようにしていくことが大切である。合わせて、困ったことに直面した際に、そのことを他者に伝え、援助を求められるようにすることや、気持ちが落ち着かなくなった際に、その状態を収めることのできる本人なりの方法を身に付けていくことが大切である。これらの学習においては、視覚から情報をとらえて理解する力が高いことや、話すことや運動が好きなど、本人の強みを生かすような指導の仕方が望ましい。

⑤ ④に基づき設定した指導目標(ねらい)を記す段階

課題同士の関係を整理する中で今指導すべき指導目標として	長期	一方的に話すことを調整しながら、伝えたいことを整理して話すことができる。
	短期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の考えや意見が相手に伝わるように話すことができる。</li> <li>・気持ちが不安定になったり、イライラしたりする時に自分の気持ちをコントロールできる。</li> <li>・相手とやりとりをしながら話すことができる。</li> </ul>

⑥ ⑤を達成するために必要な項目を設定する段階

指導目標(ねらい)を達成するために必要な項目の設定	健					
		(1)	(2) (3)	(2)		(1) (5)

選定した項目を関連付けて具体的な指導内容を設定

⑧ 具体的な指導内容を設定する段階

- ア 相手に伝えなければならない事柄を、いつ、どこで、どうしたいかなどの項目を示した資料を見ながら、順番に話す。
- イ 日常の会話の様子を動画で撮影し、省みるようにすることで、相手の話を聞きながら話したり、穏やかな口調や表情で相手に接したりするよう意識する。
- ウ 気持ちが不安定になったときには、その場を一時的に離れ、体を動かすなどして発散できるようになる。

# 自立活動の「個別の指導計画」の作成



昨年度の計画と同じようにすればいいのかな？



昨年度の計画をしっかりと確認することは大事です。  
でも、新年度の指導計画を作成して活用することが必要です。  
一緒に考えてみましょう。



今回改訂された小学校・中学校学習指導要領では、特別支援学級でも自立活動を行うことを規定し、そのために「個別の指導計画」を作成し、それに基づいて指導を展開することが示されています。



個別の指導計画の様式は特に決まっていますが、下の内容等を記入するのが一般的です。

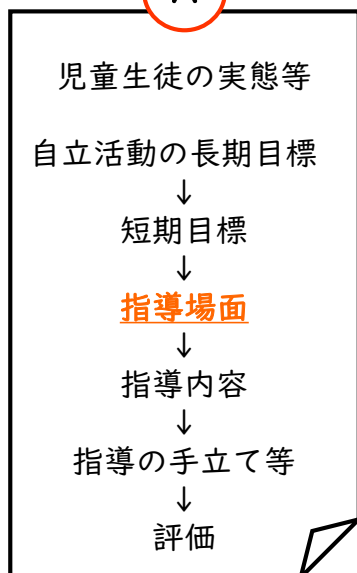
様式としてよく見られるのが、A～Cのパターンです。

目的や児童生徒の実態等に応じて、作成しましょう。自校で使用している様式の他に、近隣の特別支援学校や文部科学省の様式を参考にする方法もあります。

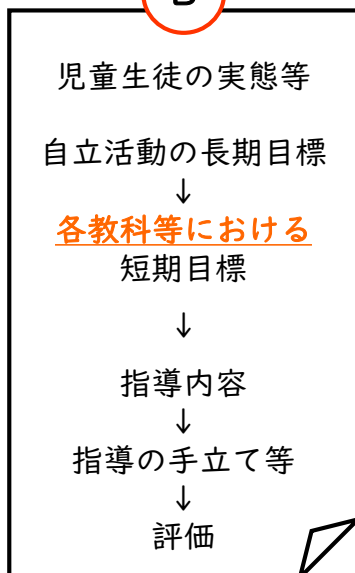


学校によっては成績と兼ねている場合もあります。

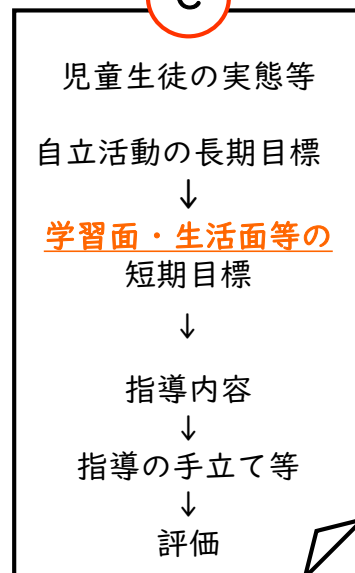
A



B



C





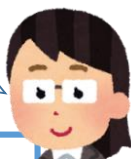
# 自立活動の「個別の指導計画」の作成

流れ図を参考に作成

1

実態把握

今回の改訂で、指導目標や指導内容を設定するために、「流れ図」（指導すべき課題を整理する手続き）が示されています。



実態把握を行う上でのポイント

□ 多面的で十分な情報収集

収集する情報として

- ・ 病気等の有無や状態
- ・ 基本的な生活習慣
- ・ 心理的な安定の状態
- ・ 身体各機能の状態（視機能、聴覚機能、知的発達等）
- ・ 興味・関心
- ・ 障害の理解
- ・ 進路、家庭の状況
- ・ 他機関（心理・医学・福祉）からの情報
- ・ 生育歴
- ・ 人やものとの関わり
- ・ コミュニケーションの状態
- ・ 長所や得意なこと
- ・ 学習上の配慮事項や学力
- ・ 保護者や本人の願い
- 等

2

指導目標の設定

★長期目標（1年後の姿）

★短期目標（各学期の目標）が一般的

目標を設定する上でのポイント

- 目標が具体的
- 評価が可能
- スモールステップ
- 目標は1つから3つ
- 肯定的な目標

例

- ・ きちんとできる  
⇒ 見本のとおりにできる
- ・ 楽しむことができる  
⇒ ボールを投げることができる



3

具体的な指導内容の設定

具体的な指導内容を設定する上でのポイント

- 主体的に取り組む
- 改善・克服の意欲を喚起する
- 発達の進んでいる側面を更に伸ばす
- 自ら環境を整える
- 自己選択・自己決定を促す
- 自立活動を学ぶことの意義について考えさせる



4

指導

5

評価

評価については、P9に記載しています。

# 自立活動の「個別の指導計画」の作成（参考例）

P6のAを参考に「個別の指導計画」を作成してみます。



※この前に実態等が記入されています。

長期目標	一方的に話すことを調整しながら、伝えたいことを整理して話すことができる。	
短期目標		主な指導場面
学習面	・自分の考えや意見が相手に伝わるように話すことができる。	・国語科
生活面	・気持ちが不安定になったり、イライラしたりする時に自分の気持ちをコントロールできる。	・学校生活全体
社会性・対人関係	・相手とやりとりをしながら話すことができる。	・自立活動の時間
I 学期の取組		
指導内容		具体的手立て
学習面・生活面・社会性・対人関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発表する前に話すことをメモに整理し、メモを見ながら話す。</li> <li>・気持ちが落ち着かない時に、ヘルプカードを使い、担任に援助を求める。</li> <li>・台本を見ながら、担任と交互にセリフを言う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いつ、誰が、どこで、どうした等の項目のあるメモ用紙を使う。</li> <li>・ヘルプカードを机の横にかけておく。</li> <li>・台本の自分のセリフにマーカーで色付けさせる。</li> </ul>
指導の評価 (変容と課題・手立ての有効性)		来学期の指導の方向性
評価P9参照		

# 自立活動の評価のポイント

そろそろ評価の時期だけど、どのように評価したらいいのかな？



評価には次のように2つの観点があります。



指導目標に対して  
児童生徒がどのように変容したか

子供の姿

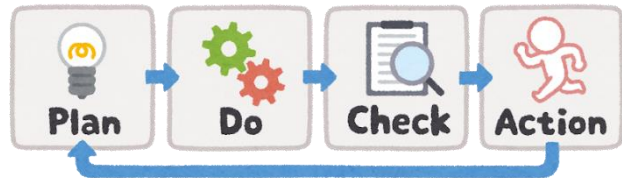


指導内容・方法、目標設定などが適切だったか

教師の指導



評価を通して  
指導の改善を図ることが大切です。



計画→実践→評価→改善(PDCAサイクル)

1学期の指導内容に対する評価を個別の指導計画に記入してみると…

指導の評価 (変容と課題・手立ての有効性)	来学期の指導の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>○メモを使うことで話す内容が整理でき、大きな声で発表できるようになった。しかし、メモを書くことに時間がかかってしまう。</li> <li>○ヘルプカードを上手く使える時と使えずに感情が高ぶってしまう時がある。教師がヘルプカードにすぐに対応できないことがある。</li> <li>○台本を使うと、自分の話す順番がわかるので、担任とのやりとりができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚からの情報を捉えることが得意という長所を生かした取組を継続する。</li> <li>・メモは引き続き活用するが、タイマー等を使って時間を意識させる。</li> <li>・どんなことで援助を求めているかわかるようなヘルプカードを何種類か作り、使えるようにする。</li> <li>・昨日の出来事等で興味のあることについて時間を気にせず話してしまう。2学期はタイマーを使い、時間を決めて話すようにする。</li> </ul>



自己評価させることも大切です


自分で評価することは、学習への意欲を高めることにつながります。学習前、学習中、学習後に児童生徒の実態に応じた自己評価も取り入れましょう。

# 自立活動（自立活動の時間における指導例）

## 1 自閉症の場合

**長期目標（1年間）**：一方的に話すことを調整しながら、伝えたいことを整理して話すことができる。

**短期目標（1学期）** 穏やかな口調や表情で他者に接したり、話したりすることができる。  
 自立活動の内容：3 人間関係の形成（3）自己の理解と行動の調整に関すること  
 6 コミュニケーション（5）状況に応じたコミュニケーションに関すること  
 教科等 自立活動  
 単元名 スマイル（笑顔）で話そう

学 習 活 動	指導・支援の手立て
<ul style="list-style-type: none"> <li>・笑顔でやさしく話している模範ビデオを見る</li> <li>・録画した自分のビデオを見る</li> <li>・ビデオを比較して、自分の表情や話し方で気づいたことを言う</li> <li>・模範ビデオを参考に模倣してみる</li> <li>・模倣した自分のビデオを見る</li> <li>・自分が上手くできた点、もう少し頑張りたい点についての振り返り（自己評価）</li> <li>・先生からの評価（他者評価）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気づきを後で振り返りやすいように、視覚化する（ホワイトボードに書き込む）</li> <li>・改善点だけでなく、自分のよいところにも気づかせる</li> <li>・改善への意欲を高めるため、振り返りシートを活用する（シール等を貼る）</li> </ul>



## 2 肢体不自由の場合

**長期目標（1年間）**：L字の手すりでつかまり立ちを保持しながら、ズボンの上げ下ろしをすることができる。

**短期目標（1学期）** 校内の色々な形状の手すりや台を使い立ち上がったたり、車椅子に座ったりすることができる。  
 自立活動の内容：1 健康の保持（4）障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること  
 5 身体の動き（3）日常生活に必要な基本動作に関すること  
 教科等 自立活動  
 単元名 将来の生活について考えよう

学 習 活 動	指導・支援の手立て
<ul style="list-style-type: none"> <li>・外出した際に、「多目的トイレで一人で排泄ができるようになる」という目標を理解する</li> <li>・外出した際のトイレ利用について、具体的な例をもとに、必要な動作や準備物について考える</li> <li>・つかまり立ちをした時に、ズボンに付けた洗濯ばさみを外したり、留めたりする</li> <li>・振り返り（自己評価）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的意識を持たせる</li> <li>・より主体的に活動に取組めるように、実際に行きたい場所（ショッピングモール）を例に考えさせる</li> <li>・バランスの保持の補助をする</li> <li>・必要に応じて適切な援助を求めることができるように促す</li> </ul>




# 自立活動（各教科等での自立活動の指導例）

## 3 知的障害の場合

**長期目標（1年間）**：教師や友達からの助言等を受けながら、落ち着いて順番を守ることができる。

**短期目標（1学期）** 見通しをもてるようにし、順番を守れることを意識できるようにする。  
**自立活動の内容**：3 人間関係の形成（1）他者とのかかわりの基礎に関すること  
 6 コミュニケーション（5）状況に応じたコミュニケーションに関すること  
**教科** 算数科（自立活動）  
**単元名** グラフをつくりました


	学 習 活 動	指 導 ・ 支 援 の 手 立 て
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本時のめあてと学習の流れを確認する</li> <li>・ 6月の毎日の天気（晴れ・曇り・雨）を調べて、表に友達と順番に貼る</li> <li>・ 晴れ・曇り・雨の日がそれぞれ何日あったか、表にする</li> <li>・ それぞれの日数をグラフであらわす</li> <li>・ 振り返り（日数とグラフの数字が合っていたか確認する）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 順番や役割を意識できるように、手順を視覚化し提示する</li> <li>・ 交代のタイミングがわかるように、「どうぞ」と相手に伝えさせる</li> </ul>



## 4 聴覚障害の場合

**長期目標（1年間）**：他者の気持ちや考えを理解した上で、言葉や手話等でやりとりすることができる。

**短期目標（1学期）** 登場人物の行動や表情を見て、心情を理解しその理由について考えることができる。  
**自立活動の内容**：6 コミュニケーション（2）言語の受容と表出に関すること  
 3 人間関係の形成（2）他者の意図や感情の理解に関すること  
**教科** 国語科（自立活動）  
**単元名** ごんぎつね

	学 習 活 動	指 導 ・ 支 援 の 手 立 て
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごんの言動や表情が書かれている部分を選び線を引く</li> <li>・ どの部分に線を引いたか、プリントを確認し合う</li> <li>・ その部分から、ごんのどのような気持ちかわかるのか、その理由と一緒にプリントに記入する</li> <li>・ 発表する</li> <li>・ 振り返り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手話を積極的に使えるよう、気持ちを表す手話のいくつかを提示しておく</li> <li>・ 他者の気持ちが想像しやすいように、教科書の挿絵に注目させる</li> </ul>



# 自立活動の指導で留意すること



学習指導要領には、自立活動の指導は、専門的な知識や技能を有する教師を中心として全教師の協力の下に効果的に行われるようにすることが示されています。関係者で共通理解を図りましょう。



学校全体の協力



医師や理学療法士など  
専門家との連携



自立活動の指導  
と個別の教育支援  
計画の関連はどう  
だろう？

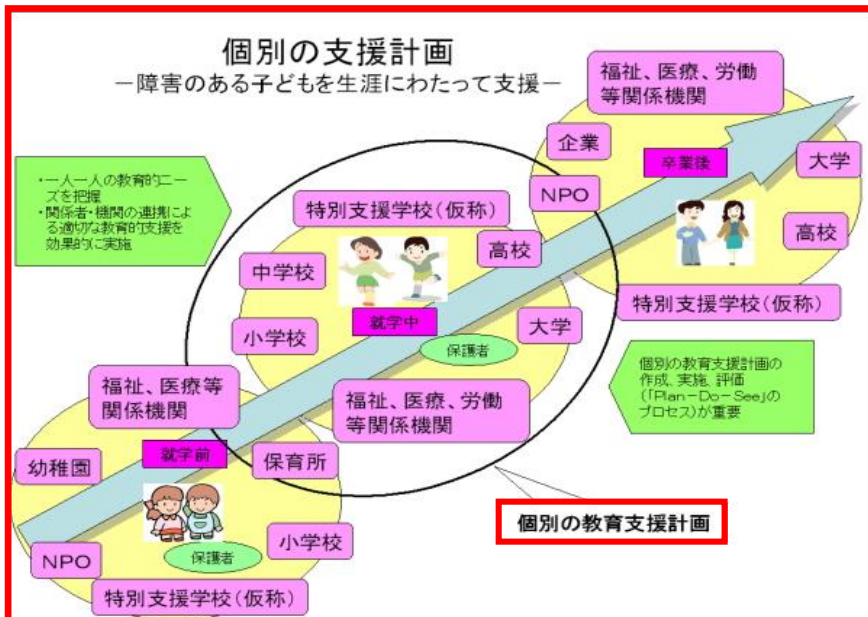


専門家の助言を参考に  
教師が責任をもって指導  
することが大切です。

学習指導要領解説には次のように示されています。

自立活動の指導の成果が進学先等でも生かされるように、個別の教育支援計画等を活用して関係機関等との連携を図るものとする。

和歌山県では「つなぎ愛シート」として活用しています。



和歌山県教育委員会ウェブページ  
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500200/d00153525.html>

個別の教育支援計画のイメージ図



自立活動と生活  
単元学習ってどう  
違うの？

「生活単元学習」は知的障害のある児童生徒に対して「**各教科等を合わせた指導**」として行う指導の形態です。

生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験することによって、自立や社会参加のために必要な事柄を実際的・総合的に学習します。

**単元と他の教科と関連**させることが重要です。



### 例1

単元名「野菜を育てよう」  
苗の購入<算数(数、計算)>  
野菜の栽培<生活(植物の生長)>  
収穫・調理・感想文等<生活・国語(説明文の読解、感想文)>



### 例2

単元名「スイートポテトをつくろう」  
サツマイモの栽培<理科>  
サツマイモの重さを測る<数学>  
調理<職業・家庭>



### 例3

単元名「遊園地に行こう」  
お金の計算<算数>  
交通ルールを守る・公共施設の  
使い方、マナー<生活>



## 自立活動との違いを具体例で示すと...

### 例4 単元名「七夕集会」

・目と手の協応動作に困難さ<身体の動き>



七夕飾りをつくる

・各教科の指導事項(付けたい力)



物語文<国語>  
楽器演奏<音楽>  
飾りづくり<図工>



個々の児童生徒の学習上又は生活上の**困難**から指導内容(七夕飾りの制作)を設定するのが、**自立活動**

各教科の**指導事項(付けたい力)**を、実際の生活に即し、効果的に学習するために指導内容(七夕集会)を設定するのが、**生活単元学習**

「合理的配慮」という言葉を聞くけど、どういうことかなあ。

「合理的配慮」は障害のある児童生徒が他の児童生徒と平等に教育を受けられるようにするために、障害のある個々の児童生徒に対して、学校が行う必要かつ適当な変更・調整という配慮のことです。

自立活動との違いを具体例で示すと...

**自立活動**は、プリントの文字が見えにくいという学習上の困難を主体的に改善・克服できるよう、弱視レンズ等を活用するために、知識、技能、態度及び習慣を養うことを目的に**指導**すること。

一方

「**合理的配慮**」は小さい字が見えにくい弱視の児童が、他の児童と平等に授業を受けられるよう、拡大したプリントを用意するなどの**配慮**をすること。

## 障害者差別解消法

平成28年4月1日から「障害者差別解消法」(※1)が施行されました。その法律では、障害のある人に「合理的配慮」を行うことなどを通じて、「共生社会」(※2)を実現することをめざしています。「障害者差別解消法」では次の2つのことが求められています。

### 「不当な差別的取り扱い」の禁止

国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

### 合理的配慮の提供

役所や事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること(事業者においては、対応に努めること)を求めています。



- ※1 正式名称「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」
- ※2 これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会

詳しくは、内閣府ウェブページを参照してください。  
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>





障害の捉え方はどのように変化したのかな？



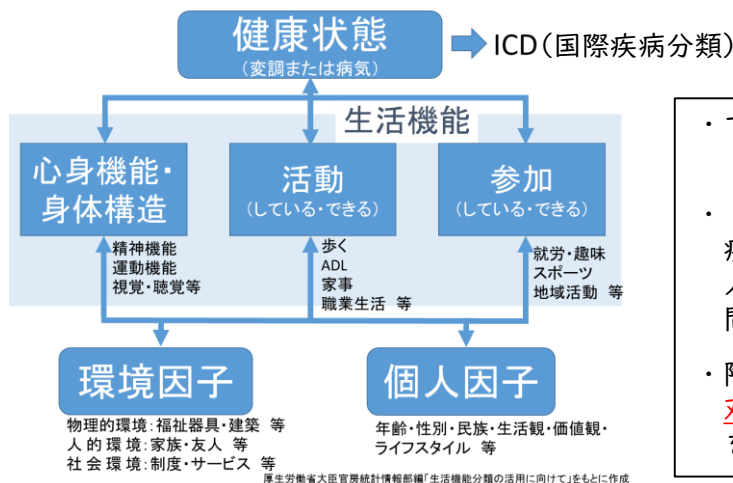
かつて障害は、個人に起因し、改善・克服し、社会への適応をめざすものと捉えられてきました。

しかし現在、障害は、心身の機能のみならず、社会における様々な障壁と相対することによって生じる日常や社会生活における制限と捉えられています。

自立活動においても、このような障害の捉え方を踏まえた指導が求められます。

### 「国際生活機能分類」(ICF)

WHO(世界保健機関)が「国際障害分類(ICIDH:International Classification of Impairments Disabilities and Handicaps)」を発表したが、疾病等に基づく状態のマイナス面のみを取り上げているとの指摘があった。そこで、改訂版として「国際生活機能分類(ICF:International Classification of Functioning, Disability and Health)」を採択した。(学習指導要領解説自立活動編P12改変)



- ・ マイナス面ではなく、プラスの面を重視 (名称の変更)
- ・ 「障害」⇒「生活機能」で捉える  
疾病や障害の有無に関わらず、すべての人が生活の中で関わる健康上のあらゆる問題について対応
- ・ 障害(生活機能)を個人と周囲の環境の双方から捉え(相互作用)、人間の状況を全体的に理解する

### 自立活動で気をつけること

- ・ 障害は個人に起因すると一方通行的に捉えるのではなく、環境などとの相互作用によるものと捉えます。 ※発達障害は、保護者の養育が原因ではありません。
- ・ 困難さなどマイナス面のみ捉えるのではなく、プラス面も含め総合的に捉え、生活機能の改善にアプローチします。
- ・ 学校の設備はもちろんのこと、私たち教員の関わり方も個人の活動や参加を促進する要因となります。

学習指導要領の今回の改訂においては、全ての資質・能力に共通する要素となる三つの柱、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等を踏まえて、各教科等の目標が再整理されました。

しかし、障害のある児童生徒は、その障害によって、各教科等において育まれる資質・能力の育成につまずきなどが生じやすいとされています。

そのために、児童生徒個々の実態把握に基づき指導するのが自立活動であり、その指導が各教科等において育まれる資質・能力を支える役割を担っています。

このように、自立活動の指導は個々の障害のある児童生徒が自立をめざし、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組であり、学校の教育活動全体において欠かすことのできない指導領域と言えます。

今回の改訂では、特別支援学級においても、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示す自立活動を取り入れることが示されました。自立活動の指導は、児童生徒の実態把握を的確に行い、個別に指導目標や具体的な指導内容を設定し、「個別の指導計画」を作成することが求められます。

特別支援学級を担当する先生方、特に初めて特別支援学級を担当する先生にとっては、自立活動の指導は個々の児童生徒の実態によって様々な取組を設定し、併せて個別の指導計画を作成・活用する必要があり、難しい指導領域であると言えます。

本資料を「初めて特別支援学級を担当する先生のためのスタートガイド」とともに活用してください。



## 引用・参考文献

- ・秋田県総合教育センター（平成29年）特別支援学級新担任の手引き【改訂版】
- ・茨城県教育研修センター特別支援教育課（令和元年）特別支援学級スタート応援ブック 授業づくり編 第2版
- ・岡山県総合教育センター（令和元年）自立活動ハンドブックー知的障害のある児童生徒の指導のためにーVer.2
- ・北海道教育委員会（平成30年）「特別支援学級を支えるために」～教材等活用事例集～
- ・静岡県総合教育センター（平成29年）特別支援学級スタートブック～パートⅡ（新任担任用）～
- ・独立行政法人国立特別総合教育研究所（平成28年）特別支援学級に在籍する児童生徒の自立活動の指導に関する研究
- ・文部科学省（平成30年）さんすう☆☆☆
- ・文部科学省（平成29年）小学校学習指導要領
- ・文部科学省（平成29年）中学校学習指導要領
- ・文部科学省（平成29年）特別支援学校学習指導要領
- ・文部科学省（平成30年）特別支援学校学習指導要領解説自立活動編
  
- ・内閣府障害者差別解消法リーフレット  
[https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html#cao\\_taiou](https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html#cao_taiou)
- ・文部科学省が示す個別の指導計画の作成様式  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1298214.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1298214.htm)